

専決処分報告について（偏頗弁済の否認に係る和解の決定）

1 報告件名

生活保護費返還金の破産法第162条第1項第1号イ（偏頗弁済の否認）に係る和解の決定について

2 和解の経緯

- (1) 令和元年10月に保護開始決定を行った生活保護受給者について、保護開始後に過払いとなった生活扶助費の費用返還を、区が当該受給者に対して求めたところ、当該受給者から令和2年5月から令和2年7月までの期間に、合計30,944円の返還納付（以下「本件弁済」という。）が区に対してなされた。
- (2) 令和2年8月26日に東京地方裁判所は、当該保護受給者について、破産手続を開始し、破産管財人が選任された。
- (3) 選任された破産管財人から、破産者が支払不能になった後に行った本件弁済は偏頗弁済に当たるとして、破産法第162条第1項第1号イにより否認し、全額を破産管財人に支払うよう区に対して請求があった。
- (4) 否認権は通常、裁判上行使されなければならないが、破産管財人が裁判外で否認権を主張し、受益者が否認権の存在を認めて財産の返還を約するという形で裁判外の和解をして、事実上否認権が行使されたのと同様の効果を生じさせることは、有効であると解されている。
- (5) また、生活保護費の偏頗弁済事案に関して、公表されている判例によるかぎり、破産管財人による偏頗弁済の否認請求が認められており、行政側が勝訴した裁判例は見当たらない。更に、裁判上の手続により返還する場合は、区は、区が弁済を受けた額のみならず、遅延損害金（年3%）及び破産管財人による申立て費用をも負担することとなる。
- (6) 以上により「裁判上の手続に移行する前に、裁判外で和解して遅延損害金等の支払いを防ぐこと」が区民の利益にかなうと考えられるため、破産管財人との和解に至った。

3 和解の相手方

住所 東京都千代田区一番町23-2 番町ロイヤルコート703
中村法律事務所
氏名 破産管財人弁護士 片岡 友香

4 和解金 金30,944円

5 和解成立日（専決処分年月日） 令和2年10月1日

6 支払日 令和2年10月29日